

◎防除の取組

千葉県では、県内に生息するカミツキガメの根絶に向けて、以下の2つの事業に取り組んでいます。

○捕獲事業

印旛沼や流入河川、農業水路等における、カメ用のかごワナによる捕獲及び小河川や農業水路における冬期手探し捕獲等の計画的な防除



○緊急的な捕獲個体の収容 (市町村・警察)

市民からの通報に基づき、役所や警察が収容する防除



※印旛沼周辺でカミツキガメが見つかった場合



令和4年3月31日 第2版発行
編集／千葉県生物多様性センター（電話／043-265-3601）
発行／千葉県環境生活部自然保護課
mail／webmaster@bdcchiba.jp
URL／www.bdcchiba.jp/alien/kamitsuki/index.html
(右側の二次元バーコードをご利用下さい。)



◎わたしたちにできることは

●外来生物被害防止三原則

侵略的外来生物による被害を予防するために（環境省）

1. 入れない
悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
2. 捨てない
飼っている外来生物を野外に捨てない
3. 拡げない
野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

●カミツキガメを見つけたら・・・

野外でカミツキガメを見つけた場合は、手を出したり捕まえようとせずに、速やかに地元の市町村役場または警察に連絡してください。



人間の身勝手によって外国から連れてこられ、日本の水辺に捨てられ、ワナで捕まえられたカミツキガメ。これ以上同じような外来生物をつくらないために、ペットを飼うときは責任ある行動をこころがけましょう。

現在、千葉県の印旛沼とその流域には、特定外来生物カミツキガメが数多く生息しており、この地域で繁殖しています。カミツキガメは、どこからどのようにやって来たのでしょうか。カミツキガメがいることでどのような問題が生じているのか、そして、わたしたちは何をしたらよいのでしょうか。



特定外来生物 カミツキガメ

千葉県で何が起きているのか？

カミツキガメを見つけたら

野外でカミツキガメを見つけた場合は、手を出したり捕まえようとせずに、速やかに地元の市町村役場または警察に連絡してください。

①外来生物法では、特定外来生物の飼育・保管・運搬などが原則禁止となっています。危険ですので、絶対に自分では対応しないでください。

②カミツキガメを移動・運搬できるのは、地方公共団体の職員と警察官が職務として扱う場合や、国の許可を得た団体や個人が行う防除だけです。

CHIBA

千葉県

◎カミツキガメってどんな生きもの？

学名：*Chelydra serpentina*
(ケリュドラ・セルペニティナ)

原産地：北米から中南米。
北米ではアライグマなどが天敵(卵を捕食)。
印旛沼流域に生息しているのは北米原産と
言われている。

大きさ：背甲長約50cm、体重約35kgに達する。

寿命：飼育下では約40年。80年の記録もある。

食性：雑食性。甲殻類、魚類、植物など幅広い。

生息環境：河川、池沼、水田や水路など。

産卵期：5～6月。上陸し、草地や畦に産卵する。

通常20～40個、大きいメスは100個以上の卵を産む。

行動：水中生活が中心だが、陸上を移動することもある。

日光浴はしないとされているが、幼体の時期などは稀に
することがある。冬は冬眠する。

危険性：危険を感じると、水中では素早く逃げる。

陸上では、かみつくなど攻撃的になることもある。



しっぽは長く、
突起がある おなかの甲羅は十文字、
手足はひっこまない 太く、するどいつめ

◎どうして印旛沼流域で増えているの？

カミツキガメはかつてペットとして人気があり、
背甲長3cm位の子龜がたくさん売られていきました。
しかし、大型で、狂暴になることから、飼いきれ
なくなつて捨てられたり、逃げられたりして、そ
の結果野外で繁殖、定着してしまいました。現在、
印旛沼流域の広い範囲で生息が確認されています。



孵化したばかりの子龜



◎カミツキガメがいるといけないの？



- 生態系への影響：大型に成長し、幅広い食性をもつカメであることから、在来生物を捕食したり、競争を引き起こすなど、在来生態系のバランスを壊してしまう。
- 人の生命・身体への影響：捕らえられた時など、瞬時に首を伸ばしかみつく行動に出る。手を出した子どもなどにかみついた場合、大けがになるおそれがある。
- 農林水産業への影響：営農作業中の水田等に出没したり、漁網に入り漁獲物を捕食する、網を破損するなどして、被害を及ぼす。

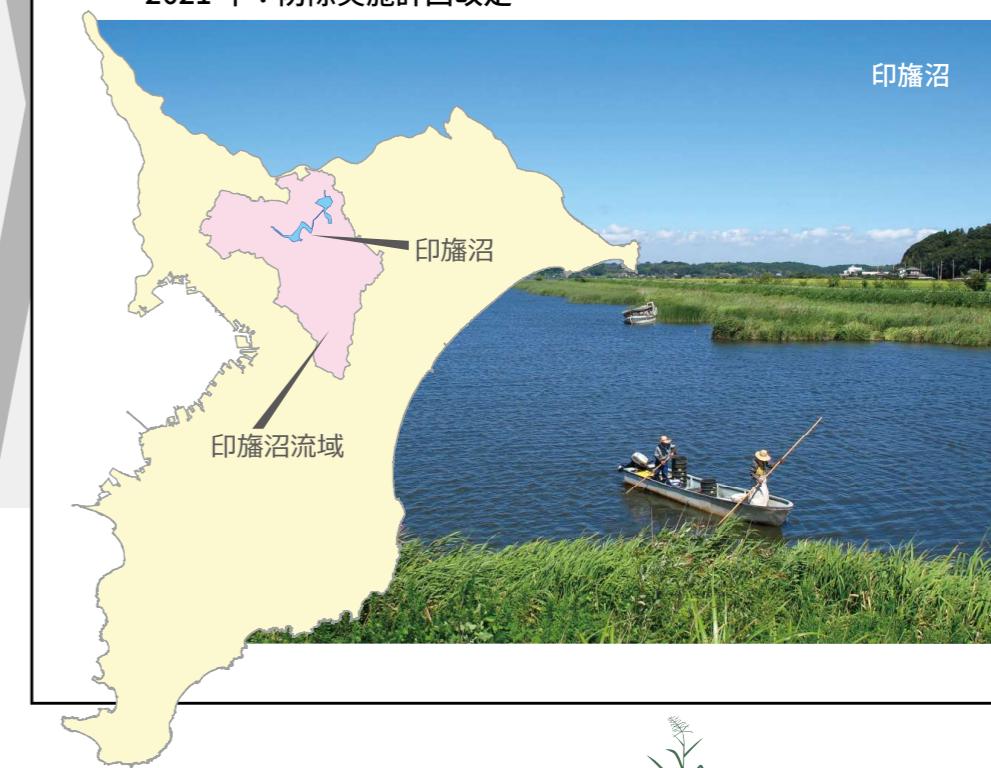
「特定外来生物」とは

外来生物とは、もともといなかった国や地域に、人間の手によって持ち込まれた生物のことです。平成17年6月には、外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が施行されました。この法律では、特に被害を及ぼす種類を「特定外来生物」として指定し、飼養・運搬・保管・販売などを規制し、野外に放つ行為を禁止しています。現在、「特定外来生物」として、156種類が指定されており、千葉県内ではカミツキガメを含む43種類が確認されています（令和4年2月末現在）。

◎これまでどんなことがあった？

日本および千葉県では・・・

- 1960年代：ペットとして輸入が盛んになる
- 1978年：千葉県佐倉市内の河川で県内初確認
- 1990年代後半：印旛沼流域での目撃、発見数の増加
- 2000年：動物愛護法で特定動物（危険動物）に指定
- 2004・2005年：県による生息調査実施
- 2005年：外来生物法で特定外来生物に指定
- 2007年：千葉県による防除実施計画策定、捕獲事業開始
- 2017年：防除実施計画改定
- 2021年：防除実施計画改定



◎他にはどんなカメがいるの？



1



4



2



5



3



6



①②は在来種、
③④⑤⑥⑦は外来種



7

- ①ニホンイシガメ：甲羅は平たく黄土色、後縁はギザギザ、尾は長い。
②ニホンスッポン：甲羅はとても平たく柔らかい、形はだ円形で、尾は短い。
③クサガメ：頭部に黄色い複雑な斑紋がある。甲羅には3本の隆起がある。
④ミシシッピアカミミガメ：頭部の両脇に赤い斑紋、甲羅には黄色や黒のしまがある。子龜はミドリガメとよばれる。
⑤ミシシッピアカミミガメ（黒化個体）：成熟したオスは全般的に黒っぽくなり、頭部の両脇の赤い斑紋は消失するものもある。
⑥ハナガメ：側頭部にクリーム色の細い線が複数ある。子龜の甲羅には3本の隆起があるが、左右の2本は成長すると目立たなくなる。
⑦ワニガメ：頭は大きい、上あごはカギ状、甲羅には3本のはっきりした隆起がある。